平成30年度地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。 天栄村の平成30年度一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

43.786千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 724,906千円

【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

区分	事業名	平成30年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国·県支出金	地方債	その他	引き上げ分の 地方消費税交 付金(社会保 障財源化分)	その他
社会福祉	総合社会福祉事業	17,795	0	0	0	1,591	16,204
	障害者福祉事業	116,614	83,239	0	0	2,984	30,391
	高齢者福祉事業	17,721	134	0	486	1,529	15,572
	児童福祉事業	269,766	85,835	0	19,679	14,687	149,565
	母子福祉・保健事業	9,588	2,955	0	59	588	5,986
	小 計	431,484	172,163	0	20,224	21,379	217,718
社会保険	介護保険事業	83,278	873	0	0	7,368	75,037
	国民健康保険事業	34,690	24,464	0	0	914	9,312
	小 計	117,968	25,337	0	0	8,282	84,349
保健衛生	後期高齢者医療事業	76,870	13,285	0	0	5,685	57,900
	保健衛生事業	65,101	0	0	2,935	5,558	56,608
	予防対策事業	33,483	765	0	470	2,883	29,365
	小 計	175,454	14,050	0	3,405	14,126	143,873
	合 計	724,906	211,550	0	23,629	43,787	445,940

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

【用語解説】

社会保障施策に要する経費:社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策に要する経費

社会福祉:生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民 生活の内容を豊かならしめることを目的とした施策に要する経費 事例)児童福祉、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉 など

社会保険:保険的方法によって社会保障を行う制度の総称であり、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度事例)国民健康保険、介護保険 など

保健衛生:国民の健康を保つための施策に要する経費 事例)医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策 など